

法廷内の手錠・腰縄は許されるか？

～刑事被告人の人格権・無罪推定を受ける権利～

#### 第4部 パネルディスカッション冒頭

飯島滋明（当時 名古屋学院大学准教授）

先ほど辻本先生が憲法の話をしたので私が申し上げることはないと思いますが、一応、憲法を専門として学んでいる者として、憲法的な視点から法廷内の手錠・腰縄の問題について言及したいと思います。

私には特殊な事情があります。こんなことを言うとやったんだろうと思われるかもしれませんが、冤罪とはいえ痴漢ということで現行犯逮捕されて3日間警察にいたことがあります。法廷内の手錠腰縄の問題についてもその経験も踏まえてお話しさせていただきます。おそらく近いうちですがある全国の新聞に載るかもしれません（『毎日新聞』2016年1月18日付に私の事件の記事が掲載）。

国の最高法規である憲法ですが、31条から40条まで刑事手続の条文となっています。国民の権利義務に関する規定の3分の1が刑事手続に関する規定なんですね。憲法は100条ですから10分の1が刑事手続に関する規定になっています。ドイツの事実上の憲法であるドイツ連邦共和国基本法では刑事手続の規定は146条のうちの4条しかないんですね。なんで日本の憲法はこんなに刑事手続に関する規定が多いのだろうか。その答えは敗戦までの日本の歴史にあります。

憲法36条には「公務員による拷問及び残虐な刑罰は絶対にこれを禁ずる。」との規定があります。これを私が初めてこれを見たのは中学生だったのですが、その時の社会の先生がこの場合の公務員とは警察だと言っていました。私は中学生ながら警察が残虐なことをするわけないだろうと思いました。警察って正義の味方じゃないの。テレビだといつも悪い奴を捕まえているよねと思っていました。しかし実は、わざわざ国の最高法規である憲法にこんな規定を入れなければならない歴史的な事情があったのです。

東大の刑法学者、のちに最高裁裁判官になる団藤先生の教科書を見てもこういった記述があります。36条の規定というのは、アメリカ合衆国憲法修正8条と呼ばれるものを真似たものである。でも合衆国憲法修正8条には、「拷問」なんて言葉はない。しかし日本では憲法で「拷問」を禁止せざるを得なかった歴史的な事情があるんだとおっしゃっています。

今日の資料の23ページになりますが、『朝日新聞』1945年10月7日付には「血に彩られた特高の足跡 文化も人権も蹂躪 言語に絶する拷問」「弾圧の嵐も一過 晴れて釈放される人々」「徳田球一氏ら釈放 日本共産党の16氏」「信教の犠牲60名」といった記事が

あります。警察によるこうした人権侵害の記事に事欠かなかったのが、敗戦までの刑事司法の現実だったわけです。そこで人権尊重を基本原理とする日本国憲法では、警察などによる拷問や暴行、不法な身体拘束などを防ぐため、刑事手続に関する規定が詳細に憲法で定められているのです。

私がいただいた時間が10分から15分ということですので、もう6分過ぎたのかと時計を見て思ったのですが、10分で結論がしゃべれないのはまずいので省略しますが、小林多喜二さんの例だけ紹介させていただきます。

これは小林多喜二さんが亡くなった時の新聞です。「検挙されて急死」「取り調べ中心臓麻痺」とあります。食べるものがなく、栄養失調で死んだのだろうというのが警察発表です。新聞でもそうだったのですが、実は警察のいう栄養の失調の現実とはこうです。前歯がほとんど折られている。太ももを千枚通しで刺されている。小樽にある小林多喜二の記念館の写真を見ますと、顔が真っ青になっているのが分かるんです。心臓発作でないことはおそらくわかる。現実問題としましても、拷問による虐殺が80人。私が一番気になるのが病気による獄中死が1503人と発表されています。小林多喜二さんも栄養失調の病死と発表されています。本当なの？と疑問を持ちます。今の憲法は明治憲法とは違います。今の憲法では、個人の権利・自由というのを最大限尊重する。基本的人権の尊重というのが最大の原理とされています。ですから戦前までのような刑事手続を変えましょう。そのためには憲法に細かい規定を入れなければならないというのが憲法の基本的な考え方です。その憲法31条、刑事手続に関する最初の規定、いわば基本中の基本の規定と言っていると思いますが、英語で言うとデュープロセスオブローです。デューというのは「適正な」という意味があります。憲法の訳としては法律の定める手続きとなっていますが、もともとはアメリカのデュープロセスの考え方を持っています。法律であれば何でもいってわけじゃない。「法」自体が個人の権利や自由を守る法でなければいけないって考え方がアメリカ法の考え方としてあります。ですから31条にも、あくまで人権を尊重しつつ刑事手続を進めるべきという規範的要請が含まれています。こういった基本的なことを踏まえた上で法廷内での手錠腰縄問題をどう考えるかというのを時間の許す範囲でお話しさせていただきます。

繰り返しになりますが、刑事手続においても人権を保護しようというのがデュープロセスの考え方です。では、刑事手続での人権侵害とは何か。いろいろな人権侵害がありますが、最大の人権侵害は、実際に犯罪を犯したわけでもないのに犯人のように扱われる「冤罪」といえるかと思います。そこで冤罪を避けるため、有罪であると確定されるまでは無罪であると推定される必要があります。いわば「無罪推定の原則」であり、多くの国では基本原則とされています。たとえば1789年のフランス人権宣言9条ですと「何

人も有罪とされるまでは無罪と扱わなければならない」と明記されています。

「無罪推定の原則」は近代法の基本原則となっています。

この原則を踏まえると、まだ有罪かどうかはわからないにもかかわらず、犯人であるかのように手錠腰縄で裁判官の面前に連れてこられる現行の運用は無罪推定の原則と相いれない側面があるだろうと言えると思います。

次に「個人の尊厳」というものについて紹介します。

憲法学の大御所である樋口陽一先生は『現代法律学全集 2 憲法 I』（青林書院、1998年）22頁で「人権主体としての個人の尊厳という究極的価値」と述べています。これに対する憲法の条文も確認します。13条ですが、「すべて国民は、個人として尊重される。」と定められています。この規定が憲法の基本の規定だということは憲法学でも異論はないところだと思います。

では憲法13条の個人の尊厳。いったい何が個人の尊厳を侵害することになるのか。残念ながら憲法学であまり議論が積み重ねられているかというところではありません。そうするとあまりいいことではないかもしれませんが歴史的な背景を持っているような議論が深められてきた外国の議論、歴史的な積み重ねがある外国の議論を参考にすることが多くあります。そもそも1945年までは日本はそれこそ全体主義の観点で一人一人の個人を大切にしようという考え方がなかったものですから、「個人の尊厳」について十分な議論がなされていない。そこでドイツの議論を紹介させていただきますと、ドイツではナチスによる悲惨な人権侵害があった反省に基づき、ドイツ連邦共和国基本法の1条で、「人間の尊厳は不可侵である」という規定が入れられています。では、何をしたら「人間の尊厳」を侵害するとドイツで考えられているのかと言いますと、「辱め」を与える行為、「烙印」を与える行為、「迫害する」「追放する」、こういった行為がドイツでは人間の尊厳を侵害する行為と判例や学説でみなされています。このことを前提にお話しさせていただきますと、犯罪者でもないのに犯罪者のような印象を与えてしまうような、手錠腰縄で裁判官の面前に被告人を連れてくることは「辱め」を与える行為であると思います。裁判官に対してもやはり犯人であるかのような印象を与えてしまう。あとで実は言おうかなと思っていたのですが、時間の関係で今言ってしまうのですが、先ほどの辻本先生の報告にもあったと思うのですが、手錠腰縄で連行されたとしても、刑事裁判官だったら影響されませんと言いますが、私はある民事裁判官に聞いたことがあります。その民事裁判官は刑事事件を専門にする裁判官たちを「刑事ムラ」という言い方をしていました。要する事実に基づき判断をしようとするのではなく、刑事被告人は有罪であるとの予断をもって判断してしまう裁判官が少なくない。裁判官だから影響を受けないと思ったら大間違いだと思うんです。人間ですから綺麗な格好をしている人と、いかにも犯人ですよみたいな格好をしている人、

裁判官本人は気をつけているつもりでも、手錠腰縄をされた状態で裁判官の面前に連行されたら、裁判官が何らかの形で影響を受けてしまうかもしれないということを完全に排除することはできないと思います。先ほど私はアンケートを聞いていてちらっと思ったのですが、手錠腰縄で連行され、それを人に見られるっていうのは個人の尊厳を侵害すると思うんですね。まして、自分の家族や関係者が見ている中で手錠腰縄をされて裁判官の面前に連行されるというのは非常な屈辱です。さらに言えば、見られなければ屈辱じゃないのかっていうと実はそうじゃないです。私も先ほど言いましたが、私も警察に逮捕されたときには手錠と腰縄をさせられました。犯人でもないのになんで俺はこんな目にあわなきゃならないんだという思いですが、手錠腰縄をされることで格段に増します。人に見られなくってもやっぱり屈辱です。トイレに行く時も手錠を付けられたと思います。腰縄は外されましたけど。そういった意味で手錠腰縄っていうのは個人の尊厳を侵害する行為だということを紹介させていただきたいと思います。

時間の関係がありますのでこれぐらいにさせてもらいまして、あとはパネルディスカッションの方で議論させてもらいたいと思います。ご清聴どうもありがとうございました。